

埼玉県てんかん診療連携体制整備事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に基づき、てんかん診療拠点機関（以下「拠点機関」という。）を指定し、本県におけるてんかん診療連携体制の整備を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。

2 県は、本事業の一部を外部に委託して実施することができる。

(事業の内容)

第3条 本事業の内容は下記のとおりとする。

- (1) 拠点機関を指定すること。
- (2) 県内のてんかん診療連携体制の構築を図ること。

第2章 拠点機関の指定

(拠点機関の指定)

第4条 県は、てんかんの治療を専門に行っている県内の保険医療機関のうち、申請があった保険医療機関について、以下に掲げる要件（指定基準）をすべて満たす保険医療機関1か所を選定し、拠点機関として指定する。

- (1) 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
- (2) 脳波検査装置やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
- (3) てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。
- (4) その他、以下の事項について適切に行えること。
 - ① てんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）の設置
 - ② てんかん診療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

(指定の手続)

第5条 指定を希望する保険医療機関は、様式第1号「埼玉県てんかん診療拠点機関指定申請書」により県知事あてに申請し、審査を受けるものとする。

2 県は、当該保険医療機関からの申請を受け、指定基準を満たしているかどうか等について審査を行い、1か所を選定する。

3 県は、当該保険医療機関に対し、指定基準を満たしているか確認するために、必要な資料等の提供を求め、又は実地に確認することができる。

4 県は、拠点機関を指定した際は、当該保険医療機関の開設者に対して、様式第2号「埼玉県てんかん診療拠点機関指定通知書」を発行する。

5 県は、申請があつた保険医療機関で、審査の結果、拠点機関に指定できない場合は、様式第3号「埼玉県てんかん診療拠点機関審査結果通知書」を発行する。

(指定基準に係る申請内容の変更)

第6条 拠点機関は、申請内容に変更があつた場合は、速やかに様式第4号「埼玉県てんかん診療拠点機関変更届」により県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第7条 拠点機関が指定を辞退しようとするときは、辞退する日の属する月の前々月末までに様式第5号「埼玉県てんかん診療拠点機関辞退届」により県知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第8条 県は、前条による辞退の届出を受理した時及び第4条に掲げる指定の要件を満たさなくなったと判断した時は、速やかに様式第6号に定める「埼玉県てんかん診療拠点機関指定解除通知書」を発行する。

第3章 拠点機関の事業内容

(協議会の設置)

第9条 拠点機関は、県とともに「埼玉県てんかん治療医療連携協議会設置要綱」に基づき、埼玉県てんかん治療医療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(拠点機関の業務)

第10条 拠点機関は、主に以下に掲げる業務を実施する。

(1) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療

- (2) 県内の医療機関等への助言・指導
- (3) 関係機関（精神保健福祉センター、県内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
- (4) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- (5) てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- (6) 協議会において検討するために必要な情報の整理や資料の作成及び協議会の運営
- (7) 様式第7号「埼玉県てんかん診療拠点機関事業計画書」の案の作成
- (8) その他てんかん対策に必要な事項
(コーディネーターの配置)

第11条 拠点機関は、前条の業務を適切に行うため、てんかん診療支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

2 コーディネーターは、当該拠点機関に従事する者であつて、以下の要件を備えている者であることとする。

- (1) 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- (2) てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- (3) 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

(定期の報告等)

第12条 拠点機関は、協議会での事業実施状況の検証結果を踏まえ、事業実績報告として様式第8号「埼玉県てんかん拠点機関事業実績報告書」を作成し、検証に用いたデータ等を添付して、事業実施年度の3月20日までに、県知事あてに提出しなければならない。

2 拠点機関は、国又は国が指定する全国拠点機関及び県から求めがあった場合には、必要事項を報告しなければならない。

(全国拠点機関との連携)

第13条 拠点機関は、国が指定する全国拠点機関と密接に連携を図り、情報を共有するとともに、全国拠点機関の求めに応じ、協力を努めること。

第4章 県の助成

(県の助成)

第14条 拠点機関がこの実施要綱に基づき実施する経費については、県知事が別に定め

る補助金交付要綱に基づき、毎年度予算の範囲内で、補助を行うことができるものとする。

第5章 その他

(公表)

第15条 県は、指定した拠点機関について、本県のホームページ上に掲載し、公表する。

(指導・監督)

第16条 県は、拠点機関の業務遂行について適宜、指導・監督を行う。

(秘密の保持)

第17条 本事業に携わる者（当該業務を離れた者を含む。）は、てんかん患者等のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

第18条 埼玉県てんかん診療連携体制整備事業の実施に当たっては、この要綱に定める事項の他、法令及び県の定める条例、規則、要綱等に従うものとする。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。